

改正

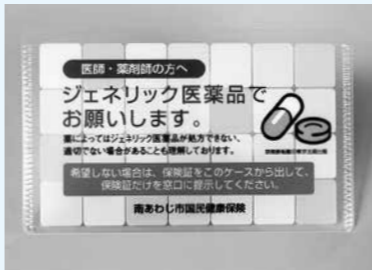
「児童扶養手当法」の一部が改正されます

これまで、公的年金を受給する人は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、**年金額が児童扶養手当額より低い人は、その差額分の児童扶養手当を受給できる**ようになります。  
**受給には申請が必要です。**  
 ※申請方法などについては、  
 福祉課 ☎44・3002

国保

ジェネリック医薬品お願いカード付き 保険証ケースを送付しています

このたび、新しい国民健康保険証と同時して「ジェネリック医薬品お願いカード付き保険証ケース」を送付しています。  
 ◆ジェネリック医薬品での処方希望する場合は、保険証と一緒に、ケースを医療機関等の窓口へ提示してください。  
 保険証の保護ケースとしてご利用ください。



▲ジェネリック医薬品お願いカード付き保険証ケース

国民健康保険証を12月1日に更新します

国民健康保険証（短期証及び資格証明書含む）は12月1日が更新日となっております。受診の際は新しい保険証をご利用いただくこととなります。  
 新しい保険証は、11月下旬に被保険者の皆さんに郵送（簡易書留）していただきますのでお手元に届いているかどうか確認をお願いします。  
 お手元に届いていない場合は、総合窓口センターまで受け取りにお越しください。  
 お越しにならない場合は、保険証へ連絡をいただければ再度郵送いたします。  
**期限切れ保険証の返却先**  
 総合窓口センター・支所・出張所・連絡所  
 保険課 ☎44・3003  
 税務課 ☎43・5022

「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)のご案内

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的融資制度です。  
**融資金額** 子ども1人につき350万円以内  
**金利** 年2.25%固定金利 (母子家庭の人などは1.85%)  
**返済期間** 15年以内 (母子家庭の人などは18年以内)  
 ※詳しくは、ホームページ「国の教育ローン」で検索して下さい  
**教育ローンコールセンター**  
 ☎0570・008656 (ナビダイヤル) または、  
 ☎03・53321・8656  
 平成26年11月10日現在

☆◆平成26年に国民年金保険料を2年前納された人へ◆☆  
 ～社会保険料控除の方法が選択できます～

2年前納により納めた国民年金保険料を所得により控除する場合、①か②の方法のいずれかのみを選択することができます。①全額納めた年に控除、②各年分の保険料に相当する額を各年に控除  
 ▼それぞれの方法を選択した場合の控除額は以下のとおりです。

- ①全額を納めた年に控除する方法を選択する場合  
 日本年金機構から送られている「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の「納付済保険料の証明額」欄に記載されている額が控除額となります。
- ②各年分の保険料に相当する額を各年に控除する方法を選択する場合  
 各年の控除額は次の計算式により求められます。(24か月分を前納した場合)  

$$2\text{年前納保険料}(26\text{年度定額分は}355,280\text{円}) \times \frac{\text{その年の分の保険料の月数}}{24\text{カ月}}$$
 (注) 一度この方法により控除を受けた場合は、上記①の方法による控除に戻すことはできません。また、平成27年に平成27年分と平成28年分まとめて控除することもできません  
 ※1年前納でも②の方法が選択できます。

【社会保険料(国民年金保険料)控除額内訳明細書の提出について】  
 ②の各年に控除する方法を選択する場合には、「社会保険料(国民年金保険料)」控除額内訳明細書に各年分の控除額等を記入し、確定申告により控除を受ける場合は税務署に、または、年末調整により控除を受ける場合はお勤め先の年末調整担当部署に、控除証明書とともに提出してください。  
 (注) 明細書は、各年の申告の都度、作成してください。

【控除証明書の発行について】  
 各年に控除する方法を選択する場合には、各年の申告に必要な控除証明書を各年の申告時に年金事務所へお申し出ください。  
 (注) 控除証明書は原本を添付することとされており、コピーは認められていません  
 明石年金事務所 ☎078-912-4980

大鐘 稔彦院長 (国保阿那賀診療所) 講演会の開催 (入場無料)

日時 12月4日(木) 午後2時30分～4時10分  
 場所 洲本市健康福祉館 3階会議室(洲本市港2-26 ☎22・3332)  
 演題 「癌になったらあなたはどうするか?」 近藤 藤理論の是非を問う  
 主催 淡路地区養護教諭研究協議会  
 ※講演終了後、質疑応答ならびに講師著書のサイン会を予定しています  
 淡路地区養護教諭研究協議会 ☎27・0122 (由良中学校 吉川まで)

年末の交通事故防止運動の実施

- ◆期間 12月1日(月)～10日(水) 『子どもと高齢者の交通安全』
  - ◆重点項目
    - ・ 飲酒運転の根絶
    - ・ 夕暮れ時の交通安全
    - ・ 自転車の交通安全
    - ・ 全てのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - ◆運転する人は
    - ① 周囲への気配り・目配りを持って、速度を控えた運転をしましょう
    - ② 早めのライト点灯(午後4時)を実践しましょう
    - ③ ライトでは見えない所が多くある事を理解した上で運転するようにしましょう
  - ◆歩行者・自転車の人は
    - ① 信号、横断歩道のあるところを必ず渡りましょう
    - ② 自転車は車と同じ。ルールを守りましょう
    - ③ 早朝・夕暮れ時は、明るい服装や夜光反射材を活用しましょう
    - ④ 自転車も早めにライトを点灯しましょう
- 民生生活環境課 ☎43・5024

※介護・医療・精神・認知症 ※24時間・日曜祝日の訪問もできます  
 ※男・女看護師対応 ※各種健康保険適用

ご利用をお考えの方は、お気軽にお問い合わせください

**訪問看護ステーション心**

KOKORO 洲本市納 383-1 KOA I 館 103 TEL/FAX 0799-20-1045